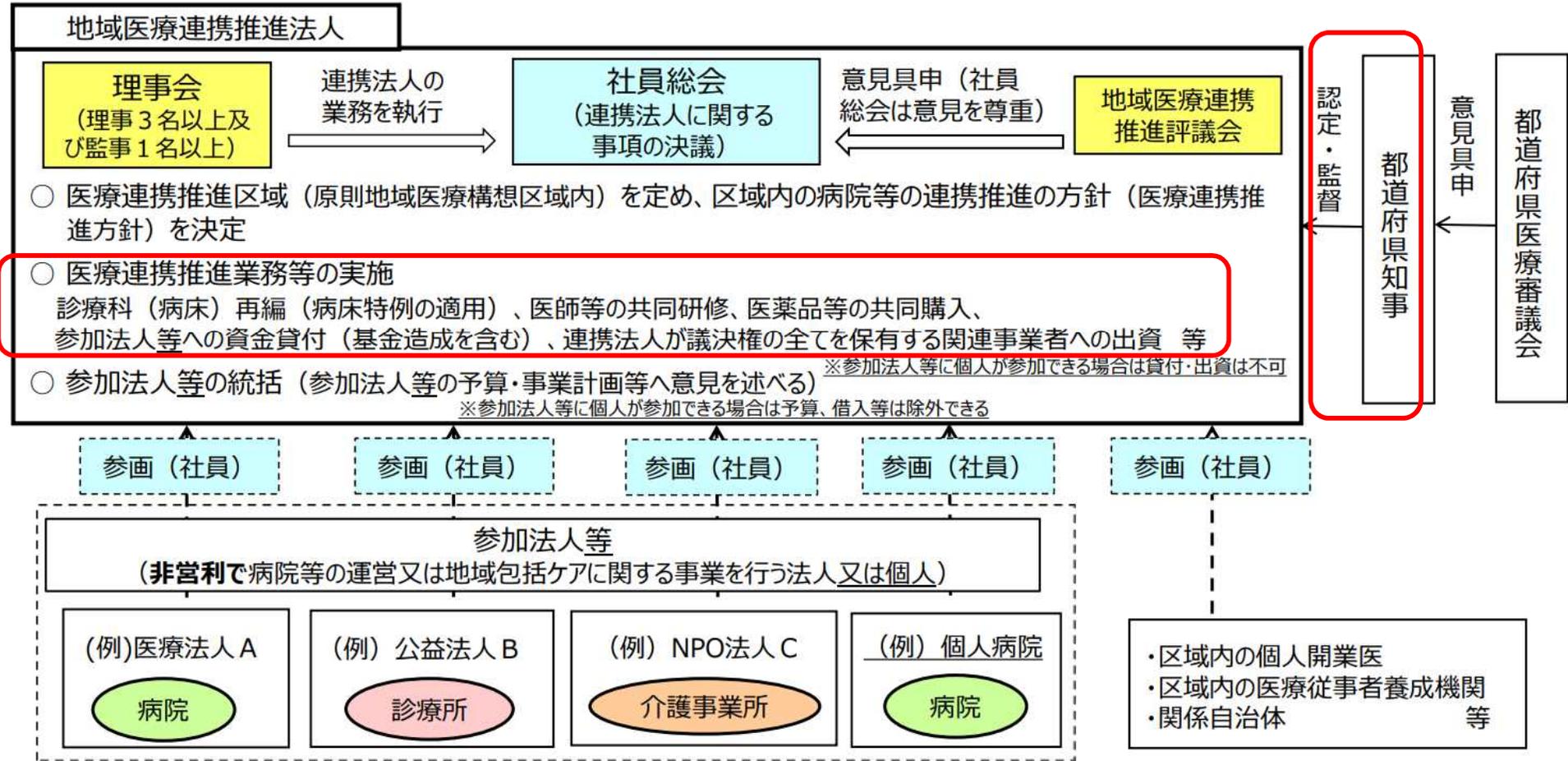


**地域医療連携推進法人の認定  
及び  
代表理事の選定について**

# 地域医療連携推進法人制度の概要

- ・医療機関相互間の機能分担及び業務の連携を推進し、地域医療構想を達成するための一つの選択肢としての、法人の認定制度
- ・複数の医療機関等が法人に参画することにより、競争よりも協調を進め、地域において質が高く効率的な医療提供体制を確保



- 地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供するため、**病院等に係る業務の連携を推進するための方針(医療連携推進方針)**を定め、**医療連携推進業務を行う一般社団法人を都道府県知事が認定(医療連携推進認定)**する。
- 平成27年9月の医療法改正(同29年4月2日施行)により創設された制度で、地域の医療機関等が連携し、**それぞれの医療法人等の立場を残したまま、企業というホールディングスを形成**するイメージ

# 全国の地域医療連携推進法人の認定事例

	地域医療連携推進法人名	所在	認定年月日
1	南檜山メディカルネットワーク	北海道	令和2年9月1日
2	上川北部医療連携推進機構		令和2年9月1日
3	オホーツク西紋医療ケアネットワーク		令和5年9月1日
4	ふらのメディカルアライアンス		令和6年3月1日
5	上十三まるごとネット	青森県	令和3年3月29日
6	Alliance for the Future and Sustainable Society	秋田県	令和6年4月1日
7	日本海ヘルスケアネット	山形県	平成30年4月1日
8	よねざわヘルスケアネット		令和5年9月25日
9	医療戦略研究所	福島県	平成30年4月1日
10	ふくしま浜通り・メディカル・アソシエーション		令和元年10月1日
11	桃の花メディカルネットワーク	茨城県	令和元年11月29日
12	いばらき県北地域医療ネット		令和4年8月23日
13	日光ヘルスケアネット	栃木県	平成31年4月1日
14	あげおメディカルアライアンス	埼玉県	令和5年3月1日
15	房総メディカルアライアンス	千葉県	平成30年12月1日
16	東葛南部メディカルアライアンス		令和6年9月17日
17	さがみメディカルパートナーズ	神奈川県	平成31年4月1日
18	横浜医療連携ネットワーク		令和3年12月22日
19	にいがた県央医療連携推進機構	新潟県	令和4年9月21日
20	みなみやまなし	山梨県	令和6年6月27日
21	県北西部地域医療ネット	岐阜県	令和2年4月1日
22	美濃国地域医療リンケージ		令和6年4月1日
23	ふじのくに社会健康医療連合	静岡県	令和3年4月7日
24	静岡県東部メディカルネットワーク		令和3年9月9日

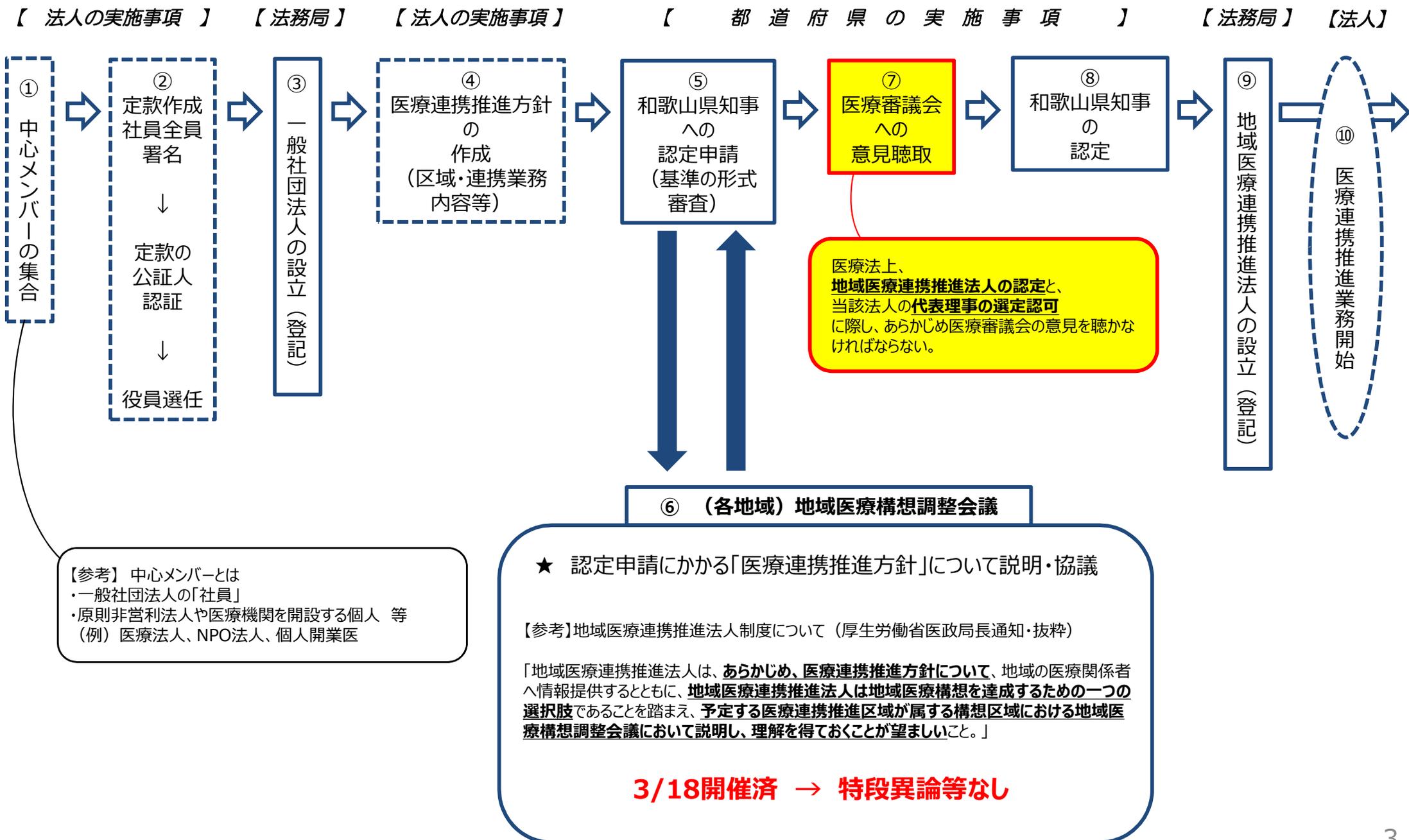
	地域医療連携推進法人名	所在	認定年月日
25	尾三会	愛知県	平成29年4月2日
26	滋賀高島	滋賀県	平成31年4月1日
27	湖南メディカル・コンソーシアム		令和2年4月1日
28	東近江メディカルケアネットワーク		令和4年4月1日
29	Just2Ys League	京都府	令和6年7月1日
30	北河内メディカルネットワーク	大阪府	令和元年6月12日
31	弘道会ヘルスネットワーク		令和元年6月12日
32	泉州北部メディカルネットワーク		令和3年6月11日
33	淀川ヘルスケアネット		令和4年6月21日
34	アゼリアひまわりネット		令和6年6月20日
35	三島医療圏ヘルスケアネット		令和6年6月20日
36	北大阪メディカルネットワーク		令和6年6月20日
37	川西・猪名川地域ヘルスケアネットワーク	兵庫県	令和3年4月1日
38	岡山救急メディカルネットワーク	岡山県	令和3年3月30日
39	江津メディカルネットワーク	島根県	令和元年6月1日
40	雲南市・奥出雲町地域医療ネットワーク		令和3年6月16日
41	備北メディカルネットワーク	広島県	平成29年4月2日
42	清水令和会	高知県	令和2年3月31日
43	高知メディカルアライアンス		令和2年12月28日
44	佐賀東部メディカルアライアンス	佐賀県	令和3年1月29日
45	アンマ	鹿児島県	平成29年4月2日

➤ 全国で **45** の地域医療連携推進法人が認定（令和6年10月1日現在）（厚生労働省HPより）

※既に解散した法人は一覧から除外

➤ 本県ではこれまでに認定事例なし

# 知事の認定・業務開始までの手続の流れ



# 今回申請のあった一般社団法人の概要

法人名称	一般社団法人 和歌山メディカルネットワーク
法人所在地	和歌山市和歌浦東3丁目5番29号
医療連携推進区域	和歌山保健医療圏（和歌山市、海南市、海草郡紀美野町）
主な医療連携推進業務 （詳細は「医療連携推進方針」（資料1-2）参照）	① 医療機器等の共同購入及び共同利用、② 医療材料・医薬品の共同購入、③ 医療従事者の資質向上に関する共同研修、 ④ 参加法人間でのICT化の促進

意見

<b>社員総会</b>	連携法人の業務に関する意思決定
<b>社員(=参加法人等)</b>	<b>開設医療機関名</b>
医療法人福慈会	福外科病院
医療法人須佐病院	須佐病院

## 地域医療連携推進評議会（※）

氏名	所属・役職名	備考
平石 英三	一般社団法人和歌山県医師会 会長	診療に関する学識経験者の団体
中井 國雄	公益社団法人和歌山県病院協会 会長	診療に関する学識経験者の団体
野村 康晴	一般社団法人和歌山市医師会 会長	診療に関する学識経験者の団体

意見

<b>理事会</b>	連携法人の業務を執行	
	<b>氏名</b>	<b>所属・役職名</b>
代表理事	福 昭人	医療法人福慈会 理事長 （福外科病院 院長）
理事	須佐 忠史	医療法人須佐病院 理事長 （須佐病院 院長）
理事	須佐 浩行	医療法人須佐病院 理事
理事	西川 彰則	和歌山県立医科大学附属病院 医療情報部長（教授）
理事	坂上 美和子	医療法人福慈会 理事
理事	茶谷 芳行	茶谷芳行税理士事務所
監事	小林 大介	税理士法人くらしあす

※

地域医療連携推進評議会は、参加法人等が開設する病院等の機能分担及び業務連携の目標に照らし、この法人の**業務の実施状況について評価を行い、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べる**ことができる。

# 認定基準適合状況

## 1 医療連携推進業務を主たる目的としていること（事業費率50%超）

事業費率の見込み	88%
----------	-----

→ **適**

## 2 医療連携推進業務を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有していること

（経理的基礎）

財務基盤の明確化について

医療連携推進業務として行う業務内容は、医療・介護従事者の共同研修等であり、支出は多額にならない見込みであるため、参加法人からの支出を充当して実施

経理処理・財産管理の適正性について

地域医療連携推進法人会計基準に従い、適正な経理処理を行うとともに、会計年度ごとに事業報告書等を和歌山県知事に届け出る。

（技術的能力）

業務実施のための技術、専門の人材や設備等の能力の確保について

福外科病院は消化器系と認知症の、須佐病院は整形外科の専門的人材及び機器を確保しており、医療情報DXの専門家である理事を確保している。

→ **適**

## 3 社員等に対し特別の利益を与えないこと

→ **適**

区分	社員等に対する利益供与の内容	特別の利益の有無
施設の利用		なし
金銭の貸付		なし
資産の譲渡		なし
給与の支給		なし
その他財産の運用及び事業の運営	(医)福慈会から無償で事務室借用	なし

## 4 参加法人等の構成等

→ **適**

区分	議決権数	社員総会における議決権
① 病院等を開設する参加法人等	2	社員である両医療法人が一つずつ
② 介護施設等を開設する参加法人等	0	—
③ その他の社員	0	—
総議決権数（①～③の合計）…A	2	
参加法人等の議決権の構成割合		① > ②
参加法人等の議決権の構成割合		$[(①+②) / A] > 0.5$

## 5 各役員の親族等の割合が役員総数の3分の1を超えないこと

→ **適**

	総数 ①	最も人数の多い親族等のグループの人数 ②	親族等の割合 ②/①
理事	6人	2人	28.57%
監事	1人		

## 6 医療法第70条の4第1号イからニまでのいずれにも該当しないこと 医療法第70条の4第2号及び第3号のいずれにも該当しないこと

→ **適**

区分	事実の有無
① 理事及び監事のうち、次のいずれかに該当する者の有無	なし
イ 地域医療連携推進法人が医療連携推進認定を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があった日以前1年以内に当該地域医療連携推進法人の業務を行う理事であった者でその取消の日から5年を経過しないもの	なし
ロ 医療法その他保健医療又は社会福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者	なし
ハ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者	なし
ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）	なし
② 医療法第70条の2第1項又は第2項の規定により医療連携推進認定を取り消され、その取消の日から5年を経過しないもの	なし
③ 暴力団員等がその事業活動を支配するもの	